

「欧州食品安全機関と日本国食品安全委員会との間の
協力覚書」の一部改正について（仮訳）

欧州連合欧州食品安全機関（EFSA）代表者 長官 バーンハード・ウールと

日本国食品安全委員会（FSCJ）代表者 委員長 山本 茂貴は、

2015年10月15日に署名されたEFSAとFSCJの間の協力覚書（MoC）の一部について、
以下のとおり改正することを受け入れる。

1 規則（EC）178/2002

MoCの全文中「規則（EC）178/2002」を「**規則（EC）178/2002¹**」に改める。

2 MoCの特定の項目の一部改正

MoCの一部を次のように改める。

- MoCの1のa中「規則（EC）178/2002第33条」を次のとおり改める。

「規則（EC）178/2002¹特にその第22条、第23条及び第33条」

- MoCの3のc中「規則（EC）178/2002、文書の一般公開に関する規則（EC）1049/2001及び個人情報保護に関する規則（EC）45/2001」を次のとおり改める。

「規則（EC）178/2002²、文書の一般公開に関する規則（EC）1049/2001³、オース条約⁴の規定の適用に関する規則（EC）1367/2006並びに欧州連合、団体、事務所、専

¹ フードチェーンにおける欧州連合のリスク評価の透明性及び持続可能性に関する2019年6月20日の欧州議会及び理事会規則（EU）2019/1381により改正され、2021年3月27日から規則（EC）178/2002、（EC）1829/2003、（EC）1831/2003、（EC）2065/2003、（EC）1935/2004、（EC）1331/2008、（EC）1107/2009、（EU）2015/2283及び指令2001/18/ECに適用（官報L 231, 6.9.2019, p.1-28）

² 規則（EU）2019/1381により改正（前述のとおり）

³ 欧州議会、理事会及び委員会文書の一般公開に関する2001年5月30日の欧州議会及び理事会規則（EC）1049/2001（官報L 145, 31.5.2001, p.43-48）

⁴ 2006年9月6日の欧州議会及び理事会規則（EC）1367/2006「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセスに関するオース条約の規定の共同体機関及び組織への適用について」（官報L 264, 25.9.2006, p.13-19）

門機関による個人データの処理に関する自然人の保護及び当該データの自由な移動に関する規則（EU）2018/1725⁵」

- MoC の 4 の c 中「規則（EC）45/2001 第 9 条（6）」を次のとおり改める。

「規則（EU）2018/1725 の第 V 章⁶」

3 MoC の改正の発効について

上記の一部改正については、EFSA と FSCJ の両者が署名した日から発効する。

原本 2 部、英語にて作成

日本国食品安全委員会

欧州食品安全機関

山本 茂貴

バーンハード・ウール

委員長

長官

⁵ 欧州連合、団体、事務所及び専門機関による個人データの処理に関する自然人の保護並びに当該データの自由な移動に関する2018年10月23日の欧州議会及び理事会規則（EU）2018/1725。欧州議会及び理事会規則（EC）45/2001並びに欧州議会、理事会規則及び委員会決定1247/2002/ECを廃止（官報 L 295, 21.11.2018, p. 39-98）。

⁶ 規則（EU）2018/1725（前述のとおり）